

小城市行政改革推進委員会が開催されました

8月17日（水）に平成28年度小城市行政改革推進委員会が小城市役所西館大会議室で開催されました。今回の委員会では以下の内容について報告後、質疑応答が行われました。

《議事》

1. プラン内容の変更について（p 5.15 番、p 6.19 番、p 8.33 番、p 11.46 番）
2. 第3次改革プラン（平成27年度）の取り組み状況（総括 p 1・2、個票 p 3～12）
3. 財政状況について（p 13～16）
4. 改革プラン以外の取り組み状況（平成27年度）（p 17・18）

詳細については以下のとおりです。

● プラン内容の変更について：事務局より変更箇所の説明

〈質問〉19 番国民健康保険の広域化で県と共同運営されます。ということで説明いただきましたけど、例えば法律が変わったとか背景をもう少し説明をお願いします。

〈回答〉国保の運営主体につきましては今まで市が運営主体という事になっておりましたが、平成30年度から法律が変更になり、県が財政運営を担う。また実際の事業につきましては市も事業を行うということで、県と市が連携をして国保を運営するという制度に変更になっておりますので、そういう点で内容を見直したという事です。財政規模が大きくなるという事で高額とか法律的に扱う分で事業が安定していくと考えられると思います。

〈質問〉33 番、資源化率の向上を図るとあります。参考までに、何%～何%まで？

〈回答〉具体的に何%ということでの率の目標まで立てておりません。また、分別することによって資源化の率は向上できると思いますので、そういう点で分別の徹底という事をしていきたいと思っています。

● 第3次改革プラン（平成27年度）の取り組み状況：事務局説明

〈質問〉40 番の国保の適正化で見込みがかなり大きく変わっていますが、どういう理由で増えているのでしょうか。国保の退職者医療費交付金の性格というか、その辺も教えてください。

〈回答〉退職国保に該当する方で退職国保未手続の方（一般国保の方）に対し、退職国保への切り替えの周知を徹底した。また、想定していた以上に医療費が掛かったことにより退職医療費交付金が増額したためと考えられます。

※退職者医療制度とは・・・国民健康保険の中の1つの制度であり、会社を退職した方が社会保険から国民健康保険に移ることによって、国保の財源が急激に圧迫されることを防ぐための制度です。そのため退職者医療制度の条件を満たす方については、国保に加入はしているが、その診療費などは国保ではなく社会保険から負担されます。

※退職者医療交付金・・・社会保険から負担される医療費が交付金という形で国保の方に

支払われます。

〈質問〉2 番の投票時間の検討ですが、期日前投票というのが皆様方にいきわたっており、投票日当日の時間の繰り上げが、県内においては武雄市とありますが全国的に今後広がるのではないかなと思います。そのため当市においては検討を行い、その検討結果を選挙管理委員会に報告し、次年度も引き続き協議を行うと前向きな姿勢ですが、そのことについて説明をお願いします。

〈回答〉投票時間の検討という事で、期日前投票が導入され、小城市に置おきましても前回の参議院選挙におきましては、投票された方全体の 15%の方が期日前投票を済まされております。前々回の参議院に比べますと 3 ポイントほど上昇しており、その他衆議院選挙、市長選挙、市議選挙と年々期日前投票の投票率が上がってきております。そういった関係で投票日当日の投票時間については短縮をしてもよろしいのではないかなという状況です。全国的にもそういった状況でございまして小城市においても検討をする必要があるのではないかなというようなことが議会からの質問等でもあっております。それで県内の状況を確認しましたところ先行して行っている武雄市の事例の研修に行っておりまして、その結果を選挙管理委員会に報告をしております。しかしながら小城市においても検討を前向きに進めていきたいと思っておりますが、小城市においての投票率というのが県内でも下から数えた方が早いぐらいの順番になっておりまして、選挙管理委員会といたしましても時間の検討もさることながら、まずは投票率のアップというものをしていくことが先決ではないかと。時間を短縮することによって投票機会を抑制することになるのではないかなという懸念もありますので、もうしばらく時間をかけて検討していく必要があるという事で継続して検討していきたいと考えている次第であります。

〈回答に対する質問者意見〉数年、立会人の経験がございまして 19 時から 20 時までのうちに何人みえるだろうかと、数えながらしていますが、本当に数名です。

これですべての選挙の開票結果が遅れるし深夜にわたるという事もありますから、前向きに検討して頂ければと思っております。

〈質問〉33 番の実施内容で、《コンテナ回収しているビン・ガラスを袋回収へと変更し》というところですが、これガラスや金属を袋で回収するという事でしょうか。もし、袋回収という事になると強化な袋でないと、燃えるごみで出している袋では危険ではないかという思いと、袋となると市民の皆さんに金を出して袋を買ってもらうという形になると思うが、市民の皆さんにも何らかの負担をかけてしまうことになると思うので、市民に優しいことに反するような気がするので説明をお願いします。

〈回答〉この 3 年の中で検討していくとしております。コンテナ回収を行っている市町というのが県内で小城市だけという状況でございまして、で、この袋については、今の燃えるごみ袋とは若干違いまして、もう少し強い袋でされております。で、市民に優しくないという事でございまして、どうしても処理といいますか回収するにも費用がかかっておりますから、そういうところで費用負担をお願いしたいと思っておりますが、袋回収したから

すぐ有料化かという、以前佐賀市の方でも行われましたが一定期間は無料で、ある程度の所で有料化するという段階的な対応が必要かなと思っています。

〈回答に対する質問者意見〉不適切物の混入の防止になるかなと思いますけど、小城市だけがコンテナ回収という事であれば前向きに考えていかなければならないと思います。

〈質問〉23 番のコンビニ交付サービスの提供ですが、例えば市のホームページにログインという形に入って、こういうサービスを受けられるという形にはならないのでしょうか。

〈回答〉いまのところ、そこで証明書を出すという事までは出来ておりません。ただ個人番号が普及していきますと添付書類の削減ですとかが可能になってまいりますので、そういったところで享受できる場所があるかと思います。まずは個人番号カードを使ったコンビニ交付に取り組んでいきたいと考えております。

〈質問〉最初の説明で 10 番と 13 番、29 年度に持ち越した理由と、持ち越した理由によっては 29 年必ずできるかどうかというのもお聞かせいただきたい。

〈回答〉13 番という事ですが、これはストーマと言いまして人工肛門等の事です、このストーマの日常生活用具という事で負担限度額を決めて支給していますが、小城市においては低所得者（非課税世帯）については負担金を取っておりません。課税世帯につきましては 37,200 円のご負担いただいています。しかし県内各市によっては非課税世帯であってもご負担いただいているところ、いただいていないところとばらつきがありましたので、整備をしまして、団体の方ともお話をさせてもらいながら検討しているという状況です。

〈質問〉43 番、質問ですが当初の予定よりも繰り上げ償還できた主な理由をお聞きしたい。また 55 番、人事評価制度の確立という事で地方公務員の人事制度については労働組合の立場から言えば、拙速に進めるべきではないという意見を持っています。職員（組合）との十分な事前協議と合意のもとに進めないと、制度自体が絵に描いた餅になるのではないかと危惧しておりますし、そういうものが前提であるとは思っておりますけども再度指摘をさせていただきたいと思っています。

〈回答：43 番〉起債という借金の発行を毎年行っており、それに対する起債の償還も同時に行っています。将来に亘る財政負担の軽減を図るために繰り上げ償還を行ないまして、これからの利息負担について軽減を図るという事でプランの中に盛り込んでいます。具体的には 27 年度だけでなく以前から行っていますが、市場の金利は常に動いておりますので今の借金の利息より過去の借金の利息の方が高くなります。利率等緩和しながら一番効果が出る起債の繰り上げ償還を行ったというところです。

〈回答：55 番〉小城市としては試行的に平成 19 年から少しずつ人事評価制度の導入について検討をしてきております。今回地方公務員法の一部改正によりまして平成 28 年度から本格実施ということで取り組みをしておりますが、まだまだ制度的には今後組合とも協議をしながら実効性のある制度の確立を目指しております。

〈質問〉改革プランの中で目標達成している分に関して完了という形は取れないのか？全部継続になっている。

〈回答〉継続していくことで更に効果が出る可能性もありますので3年間のプランの取り組みとしては実施中という形を取らせていただきたい。目標は『達成』しているという形だと考えます。

〈質問〉51番について、牛津会館赤れんが館の指定管理者制度が29年度に実施となっておりますが、今まで文化課が担当していた時とどういうところが変わるのか

〈回答〉趣旨としましては利用を促進することで施設の活性化を図ることを目的としています。29年度から指定管理者を導入することによって、受付事務の軽減や独自の事業の展開によって施設の活性化が図れると考えています。

〈回答に対する質問〉文化財という事で縛りがあり、火器が使えないということで使い勝手が悪い。市民の活性化とおっしゃいますが、使い勝手が悪いというのは変わらないのでしょうか。

〈回答〉国の登録有形文化財ということになっておりますので、価値を損なわない範囲での利活用ということにしております。ただ、これまで禁止しておりました飲食については軽微なものは可能ということにしております。

〈回答に対する質問〉茶道のお茶会をたびたび（ひなまつり街道等）行いますが、以前は設置されていたプロパンガスも撤去され、いっさい火器は使えない、お湯を沸かしてはいけない。使ってください活性化してくださいというのと比例していない部分もあると思いますが、そういう体制はいままでどおりということと思ってよろしいですね。

〈回答〉文化財という事で火事になっては大変なので、火器の使用については制限しておりますが、電気（IH）等の電気ポット等は認めておりますので、こういう形で継続していきたいと思っております。

〈質問〉単純にお聞きしたいのが、22番『授産場』というのが牛豚の授産場かという事が一つ目の質問で、二つ目が42番『雑誌スポンサー制度の導入』という事です。現実的にスポンサーがついたのかどうかという事をお聞きしたい。三点目に20番『定員の適正化』という事で総職員一人当たりの人口というのが、いま姫路市が137名という事になっていますが、小城市として人口は減っているが職員数が増加しているという事に現実としてなっていないか確認をしたいと思います。

〈回答：22番〉『授産場』とは福祉作業所という事で障がい者の方や生活保護を受けられている方たちが作業をする作業訓練の作業所とご理解いただきたい。

〈回答：42番〉『雑誌スポンサー制度』について、現在市報やHPを通じて募集をしているところです。また、市内の事業所を周り制度の紹介を行い、導入について努力しているところです。

〈回答：20番〉『定員適正化の管理』について、小城市の人口については合併時より若干減少しております。合併時の職員数は486名、現在（H25年度時点ですが）444名。この間、合併したのちに定員適正化ということで、職員については完全補充という形を取らず、職員を減らしていく取り組みを進めてきました。一番職員数が減ったのが平成21年（438人）

です。その後、塵芥処理場の編入を行なっておりますのでその分 12 名ほど増え、現在はやや増加気味で進んでおります。こういった背景は、単に人口減少により職員を併せていくことではなく、合併したことで業務が増えたり、あるいは国の制度の変更によって業務が増えたりということで、職員も精一杯業務を行っている状況です。この定員適正化については取り組んで、小城市については類似団体と比較しても多くない状況でございます。定員適正化に努めながら、必要な職員数については確保していきたい考えです。

〈回答に対する質問〉：目標をどこに持つかということだと思う。例えば職員一人当たり何人人口を持っているかで佐賀県内で〇位以内を目指す等、なにか数値的な目標はお持ちでしょうか。

〈回答〉：数値的な目標については持ち合わせておりません。

● 財政状況について：財政課より説明

〈質問〉：ふるさと納税について、約 15 億の収入で約半分（7 億 5 千）の見返りという事で率が高いのかなという気がしますが、他自治体と比較してどうなのかと、その収入が増える分での資金の使いみち等のすみわけ等のお考えがありましたら教えてください。

〈回答〉：寄付金の 54%をお礼の品・送料として支払っております。また、それ以外にも経費が掛かっておりまして寄付していただきやすくするためのクレジット手数料、証明書送付料、（H27 年度：42,000 件）処理するためのシステム使用料等の経費が掛かっておりますので実質 7 億円の实入りとなっております。また、これが高いのか低いのかというご質問に対しては、全国いろいろありまして、高い所はほぼ 100%（いただいた分）返すところもあれば、2～3 割程度のところもあります。この制度が総務省の方では地方創生関連で推奨されておりますが、この制度がずっと継続するとは考えておりません。今のところは、いただける分があるのなら、小城市の特産品を贈って『小城市』という名前を PR する機会ととらえて行っているところです。また、いただきました寄付金に対しての使い方ですが、このふるさと納税に関しては使いみちを指定していただいて寄附金をいただくという事になっておりますので、寄付して頂いた方の意思を尊重し、その金額に見合う分を一般財源としてその分の事業に使うとしております。

〈質問〉：3 次の行政改革の大綱を作成する際の交付税の見込みが、合併十年後以降の交付税の減額スピードが大きいという事から第 3 次がスタートしたと思います。交付税の 27 年度（合併 10 年）以降の減額がゆるやかになっている。これは従来の交付税の国の考え方が変わってきているわけで、そのことが基本に行政改革があるべきだし、総合計画もあるべきだし、地方創生もあるべき。そういう根幹にかかわる部分をきちんと見て、実際の交付税の額と合わないわけだから、市の根幹に関わる大綱等の大きな流れについては考え方を修正していくべきではないかと思いますが、市の考えについてお願いします。

〈回答〉：財政面もですが、第 3 次改革プランにおきましては小城市が市民サービスをするため、市民ニーズに対応したサービスがいかに行われるかというところが大事なことで考えており、財源的な動向もございますが依存財源ではなく自主財源でどこまで実行できる

かを考えながらの３年間のプランとしておりますので、このまま進めていきたいと考えております。

● 改革プラン以外の取り組み状況（平成 27 年度）：事務局より説明

〈会長〉今日予定しておりました議題は以上になります。今日出ましたご意見等を踏まえていただき 28 年度残り、29 年度、第 4 次へと繋げていただきますことをお願いしまして最後の挨拶とさせていただきます。

〈企画政策課長〉会長様をはじめ委員の皆様ご審議ありがとうございました。ご指摘いただいたように、それぞれの事業・改革プランの内容を検証し次年度に繋がるようにしたいと思います。長時間の審議となりました。これをもちまして平成 28 年度小城市行政改革推進委員会を終わります。ありがとうございました。